北九州市監査公表第１４号
令和８年８月２１日

北九州市監査委員　　中　野　正　信
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

令和８年６月２３日に地方自治法第２４２条第１項により提出された北九州市職員措置請求について、同条第５項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目　次

頁
第１　監査請求の内容 …… １
　１　請求人 …… １
　２　北九州市職員措置請求書の提出日 …… １
　３　請求の内容（令和８年６月２２日付け請求書） …… １
　４　請求の内容（令和８年７月６日付け補正書） …… １９
　５　請求の内容（令和８年７月２１日付け補正書） …… ２５
第２　監査請求の受理 …… ２７
第３　請求人資格について …… ２７
第４　監査の実施 …… ２８
　１　監査の執行者 …… ２８
　２　本件請求の趣旨を踏まえた監査対象の考え方 …… ２８
　３　監査対象事項 …… ３１
　４　監査対象部局 …… ３１
　５　監査の期間 …… ３１
　６　監査の方法 …… ３１
　７　請求人の証拠の提出及び陳述 …… ３２
第５　監査の結果 …… ３８
　１　北九州市関係規程等の調査 …… ３８
　２　本件業務委託で取得した物品の備品登録台帳等の調査 …… ３９
　３　関係職員の陳述 …… ４１
第６　監査委員の判断 …… ４４
　１　基本的な考え方 …… ４４
　２　結論 …… ４４
第７　監査委員の意見 …… ４５

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第１　監査請求の内容

１　請求人

本件請求人は、団体Ａ（代表Ｂ氏）と共同請求人Ｃ氏の２人である。

２　北九州市職員措置請求書の提出日

令和８年６月２３日

３　請求の内容（令和８年６月２２日付け北九州市職員措置請求書）

令和８年６月２２日付け請求書の内容は以下のとおりである。なお、請求書に記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載した。

（１）請求の要旨

小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託に係る特命随意契約、臨時交付金による庁内備品整備、自主事業への供用、財産管理、必要な徴収及び損害回復措置を怠る事実に関する請求

はじめに

前提となる業務区分及び主体の整理

本件でいう指定管理業務とは、北九州市が指定した指定管理者が、基本協定書、年度協定書、仕様書及び市の監督に基づき、小倉城等の公の施設を管理運営する業務である。指定管理業務に係る収入、支出、備品、報告、検査及びモニタリングは、市との協定及び地方自治法上の公の施設管理の枠組みに服する（甲１１、甲１３）。

これに対し、自主事業とは、指定管理者が、指定管理業務とは別に、市の承認又は必要な許可を受け、自らの責任と費用により利用者として行う事業である。したがって、自主事業に係る収入及び支出は、指定管理業務の収支と明確に区分されなければならず、指定管理料、指定管理業務の利用料金、公費により取得され又は市が受け入れた備品、公の施設の利用条件と混同してはならない（甲１１、甲１３）。

また、小倉城等の指定管理者は、ＴＥＡＭ城下町小倉共同事業体である。一般社団法人まちはチームだは、同共同事業体の構成団体であり、代表構成員ではあるが、単独で小倉城等の指定管理者となるものではない（甲１１）。

したがって、一般社団法人まちはチームだが指定管理業務を行う場面と、同法人が一民間法人（利用者）として自主事業を行う場面とは、法的地位、費用負担、収支区分、財産管理及び市の監督の根拠を厳密に区別しなければならない。指定管理者としての地位に基づく公的業務と、一法人としての収益事業又は自主事業を混同することは、公金支出、財産管理、収支報告及び説明責任の判断を誤らせるものである。

ア　請求の対象となる市の職員

北九州市長、都市ブランド創造局長その他本件契約締結時又は現在の所管部局において本件財務会計上の事務に関与した職員。

なお、小倉城等の指定管理者はＴＥＡＭ城下町小倉共同事業体であり、一般社団法人まちはチームだは同共同事業体の代表構成員法人である(甲１１)。以下、ＴＥＡＭ城下町小倉共同事業体を「本件共同事業体」という。

イ　いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか、又はどのようなことを怠っているか

本件の中心は、臨時交付金を充当して市が取得し、又は庁内備品として受け入れた物品等が、本件共同事業体の自主事業に供用され得るにもかかわらず、市がその財産区分、使用条件、対価徴収の要否、維持管理費の負担、指定期間終了後の取扱い及び交付目的との整合性を整理しないまま、その使用状態を放置している点にある。

本件の主位的対象は、同契約により取得又は整備された物品について、市が本件請求日現在も財産管理、使用条件の整理、使用料等の徴収、返還請求その他の損害回復措置の要否判断を怠っている事実である。

なお、本件契約締結及び委託料支出については、上記怠る事実の原因事情として、また予備的な監査対象として主張する。

（ア）臨時交付金を充当した市委託業務により取得した庁内備品等を自主事業に供用しながら、その使用条件の整理、必要な徴収及び財産管理措置を怠っていること

ａ　本件契約及び委託料支出

北九州市は、令和５年１２月１５日、本件共同事業体との間で、「小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託」と題する契約を締結した。契約金額は１６，８３７，０４０円、履行期限は令和６年２月２６日である（甲１）。

本件仕様書は、小倉城天守閣４階及び５階における厨房設備等の整備、テーブル及び椅子等の購入、陣羽織及び着物風衣装約３０着の購入、写真撮影用背景の設置、予約サイトの構築等を委託内容としている。その一方で、同仕様書は、「ディナーの提供については、小倉城の指定管理者が自主事業として実施する」と定めている（甲１）。

市は、令和６年３月１１日付支出命令書により、本件共同事業体に対し、本件契約金額と同額の１６，８３７，０４０円を支出した。本件支出命令書は、事業名称として「ウェルカム北九州！キャンペーン事業」と記載している（甲２）。

b　ウェルカム北九州！キャンペーン事業及び臨時交付金との関係

令和５年度９月補正予算案は、一般会計補正予算案のうち「物価高騰に対応する支援策等」を「国の臨時交付金活用事業」とし、その中に「ウェルカム北九州！キャンペーン事業　５億円」を掲げている（甲６）。

同補正予算案は、同事業を、外国人観光客を誘客するキャンペーンの実施に要する経費であると説明している。その内容として、市内周遊クーポンの配布や宿泊付商品の販売などが示されている（甲６）。

また、令和５年度９月補正予算資料は、「ウェルカム北九州キャンペーン」を５億円の事業として掲げ、その内容のうち「魅力向上」として「小倉城等で北九州の食や日本文化体験の提供など」を記載している（甲７）。

c　議会質疑における市の説明

西田一委員による議会質疑において、観光課長は、本件について、本件共同事業体との随意契約（特命）である旨を答弁した（甲５）。なお、特命とした理由は、特命理由書その他の開示文書により確認できる（甲１５。後記（１）のウ（イ）参照）。

また、観光課長は、本件特命随意契約について、「内部の監査においても確認が行われておりますので、適正と考えております」と答弁している（甲５）。

しかし、当該答弁からは、内部監査の主体、時期、対象、確認資料及び判断内容は明らかでない。また、当該内部監査が、本件設備等の自主事業への供用、株式会社Ｄからの調達、利益相反管

理、衣装等の物品管理及び臨時交付金の交付目的との整合性まで確認したかも明らかでない。

d　庁内備品としての受入れと自主事業への供用

本件委託業務により取得された厨房設備及びスピーカー等について、市は、令和６年２月２６日付物品受入書により、小倉城天守閣５階に設置された「庁内備品」として受け入れている（甲２）。

また、北九州市産業経済局は、令和６年１月１１日付で、小倉城天守閣５階部分の活用、飲食提供が可能な常設カウンター、陣羽織又は着物風衣装を着用して食事が楽しめるサービス、キャッスルダイニング、キャッスルプレミアム及びキャッスルカフェ等を、小倉城ナイトタイムキャンペーンの内容として公表していた（甲８）。

したがって、市は、臨時交付金を充当したウェルカム北九州！キャンペーン事業の一部として庁内備品を取得しながら、当該備品を利用し得る飲食提供及び衣装着用サービス等を、本件共同事業体の自主事業と接続する形で位置付けていたことになる（甲１、甲２、甲６ないし甲８）。

さらに、市は、本件に関し、ディナー自主事業実施に関する協議記録及び使用許可文書一式について、いずれも不存在と回答している（甲１４）。本件仕様書がディナー提供を指定管理者の自主事業として実施すると定めているにもかかわらず（甲１）、当該自主事業の実施に係る協議記録も、庁内備品又は施設部分の供用に係る使用許可文書も作成されていないことになる。

さらに、市が作成した特命理由書自体が、「天守閣においてのイベント等は指定管理者が自主事業として行う」ことを、本件業務を指定管理者に特命する理由の一つとして記載している（甲１５）。市は、本件委託業務が指定管理者の自主事業と一体のものとして実施されることを前提としていた。

e　収支資料及び観光課作成資料における表示の相違

令和８年１月９日付都市ブランド創造局観光課作成「小倉城及び小倉城庭園の指定管理業務の決算について」は、本件契約額と同額の１６，８３７，０４０円を、令和５年度の収入及び支出の双方において、指定管理事業及び自主事業とは別の「委託業務」として記載し、その内容を「小倉城天守閣内キャッスルカフェの

新設にあたり、設計及び整備を市が委託して実施したもの」と説明している（甲９）。

他方、公文書開示請求により取得した令和５年度小倉城収支決算では、同額が、収入面では「その他収入」中の「小倉城ナイトアップキャンペーン」として記載され、支出面では「改修工事費」２７，５８９，６７４円の中に包含される構成となっている（甲１０）。

同一の委託業務について、契約書、開示収支資料及び観光課作成資料における名称及び表示区分が異なる。市は、各資料の対応関係、組替え根拠、作成過程並びに本件取得物品及び自主事業への供用条件との関係を確認すべきである（甲１、甲９、甲１０）。

ｆ　市が確認を怠っている事項

市が、本件設備整備を指定管理事業及び自主事業とは別の市委託業務として把握し、かつ、臨時交付金を充当した公共目的の事業として説明している以上、市は、庁内備品として取得又は受け入れた設備等について、少なくとも次の事項を文書により整理すべきである。

（ａ）自主事業に供用する根拠、範囲及び期間。
（ｂ）使用料、貸付料、収益還元その他の対価徴収の要否。
（ｃ）光熱水費、修繕費、更新費その他の維持管理費の負担。
（ｄ）指定期間終了後の撤去、返還、帰属又は継続使用の取扱い。
（ｅ）交付目的、実績報告及び取得財産管理条件との整合性。
（ｆ）目的外使用許可、貸付契約、使用許可その他必要な手続の有無。

市がこれらを整理しないまま本件設備等を自主事業又は第三者の収益活動に供用させている場合、市は、単に確認を怠っているにとどまらず、市有物品又は市が管理すべき物品について、財産管理、徴収及び損害回復措置の要否判断を怠っていることになる。

よって、市は、本件委託業務に係る委託料支出、臨時交付金により取得又は受け入れた庁内備品等の自主事業への供用条件、交付目的との整合性、必要な対価徴収及び損害回復措置の要否について、財務会計上必要な確認及び措置を怠っている。

（イ）厨房設備等の購入業者との関係、価格妥当性及び利益相反管理の確認を怠っていること

ａ　株式会社Ｄからの購入

本件委託業務に係る備品登録リストには、ＩＨクッキングヒーター、台下冷蔵庫、台下冷凍庫、製氷機、冷蔵庫、作業台、運搬搬入費及び吊戸棚設置工事について、購入業者として株式会社Ｄが記載されている。その合計額は、１，３０５，５４３円である（甲２）。

株式会社Ｄの会社概要によれば、同社の代表取締役はＦ氏である（甲１６）。また、一般社団法人まちはチームだの代表理事であるＧ氏は、その公開プロフィール資料によれば、平成１７年以降、同社において設計から施工まで幅広い業務を担当していた（甲３）。さらに、西田委員は、議会質疑において、本件厨房設備等を「指定管理者の代表のお父様の会社」から購入している旨を指摘している（甲５）。

ｂ　議会質疑における価格妥当性の指摘

西田委員は、前記議会質疑において、本件厨房設備等について、「ほぼ指定管理者の代表のお父様の会社から購入しているんですよね、大体定価で」と指摘し、見積り及び価格の妥当性を質問した（甲５）。

これに対し、観光課長は、参考見積書に基づいて市が予定価格を設定し、提出された見積書が予定価格の範囲内であったため契約した旨を答弁した（甲５）。しかし、新たに開示された参考見積書は、受注者である本件共同事業体から提出されたものであり、見積日も確認できない（甲１５）。また、予定価格は、当該参考見積を基礎として算定されている（甲１５）。

開示された予定価格算定書によれば、予定価格は参考見積の各費目を単価・金額とも同一のまま転記し、受注者自身が付した「値段調整」マイナス２４，４００円を除外して算定されたものにすぎない（甲１５）。市が、受注者本人の見積以外の客観資料により価格を検証した形跡は確認できない。

また、市の開示文書一覧によれば、市が保有する積算資料は受注者作成の参考見積書そのものとされており、市独自の積算資料は存在しない（甲１４、甲１５）。

さらに、見積依頼書、見積比較表及び参考見積の作成徴収者が分かる文書は、いずれも不存在とされている（甲１４）。参考見積書が無日付であること（甲１５）と併せれば、市は、参考見積の提出者及び提出時期すら文書により特定できない。

したがって、市が特命先である受注者本人の参考見積以外に、どのような客観資料により価格妥当性を確認したのかが問題となる。

c　特命理由と実態の乖離

開示された特命理由書には、本件業務について、小倉城を休館せずに実施する必要があること、指定管理者が自主事業として行うため内容協議が必要であること、及び施設の管理者しか履行できないことが記載されている（甲１５）。

他方、備品登録リストによれば、本件委託業務により取得された厨房設備等の購入業者として株式会社Ｄが記載されている（甲２）。このことから、少なくとも当該厨房設備等の調達部分については、指定管理者以外の第三者が関与している。

さらに、参考見積書には、「企画調整費・問い合わせ対応」として１，２２０，０００円、「一般管理費」として１，５８０，０００円が計上されている（甲１５）。このことは、本件業務の中に、施設管理者としての調整、問合せ対応、工程調整又は管理業務に相当する部分と、厨房設備、家具、衣装その他の物品調達又は施工に相当する部分が含まれていたことを示す。

したがって、市は、本件業務のうち、施設管理者でなければ履行できない部分と、専門業者又は第三者が履行し得る部分を区分した上で、全部一括して本件共同事業体に特命する必要があったのかを確認すべきである。

d　一般社団法人まちはチームだの役員構成

一般社団法人まちはチームだの履歴事項全部証明書によれば、同法人は監事設置法人であり、本件契約締結及び委託料支出当時、Ｇ氏が理事兼代表理事として登記され、Ｈ氏が監事として登記されていた（甲４）。

e　市が確認を怠っている事項

請求人が取得した資料からは、本件厨房設備等の発注主体、株式会社Ｄを購入業者とした経緯、Ｇ氏の本件発注への関与、Ｆ氏との親族関係、参考見積書の作成日及び受領日、参考見積書を受

注者本人のみから徴取した理由、比較見積の有無、購入価格と市場価格との比較、分離発注又は専門業者発注の検討状況、一般社団法人まちはチームだにおける社員総会承認の有無又は当時の監事への報告若しくは監査資料の有無を確認できない。

よって、市は、公費及び臨時交付金を原資とする本件委託業務の履行確認として、厨房設備等の購入業者との関係、価格妥当性及び利益相反管理に関する確認を怠っている。

（ウ）家具（テーブル・椅子等）及び衣装約３０着その他の物品に係る納品、所在及び使用状況の確認を怠っていること

ａ　仕様書及び見積書における衣装の計上

本件仕様書は、委託業務内容として、家具（備品）の購入（テーブル１８台、椅子７２脚及びハイチェア８脚）並びに付加価値体験に係る陣羽織及び着物風衣装約３０着の購入を定めている（甲１）。また、本件見積書には、家具工事として椅子７２脚（税抜１，９８０，０００円）、テーブル１８台（同１，３６８，０００円）及びハイチェア８脚（同２３２，８００円）の合計税抜３，５８０，８００円が、付加価値体験（着物）として「レンタル羽織、陣羽織３０着」（単価５０，０００円、税抜合計１，５００，０００円）が、それぞれ計上されている（甲１）。

ｂ　開示資料上確認できない事項

請求人に開示された物品受入書及び備品登録リストには、厨房設備及びスピーカー等のみが計上されており（甲２）、上記家具（テーブル１８台、椅子７２脚及びハイチェア８脚）並びに衣装約３０着については、受入れ、管理、保管場所又は使用履歴を確認することができない。これらは、いずれも市の委託料により取得されるべき物品でありながら、市の財産受入れ及び備品登録の記録上に現れない。

ｃ　市が確認すべき事項

当該家具及び衣装が契約どおり納品されていない場合には、市は、未納品物品に対応する委託料の返還請求その他の措置を検討すべきである。納品されている場合であっても、市費又は臨時交付金を原資として取得された物品である以上、市は、その所在及び使用状況を確認すべきである。

特に、これらの物品が、本件共同事業体の自主事業又は第三者の収益活動に使用されている場合には、使用根拠、使用条件及び

対価の要否を確認しなければならない。また、特に衣装が小倉城武将隊の活動又は市長その他市職員が参加する公務上の行事に使用された場合であっても、市費取得物品としての所在、使用目的及び使用履歴の管理は必要である。

d　結論

市が、家具及び衣装の納品、所在、使用状況及び必要な措置の要否を確認したことを示す資料は、請求人が取得した資料上確認できない。

よって、市は、家具及び衣装約３０着その他の物品に係る財産管理の確認を怠っている。

（エ）本件取得物品について、現在の財産管理、必要な徴収及び損害回復措置を怠っていること

本件委託業務により取得又は整備された厨房設備、家具、衣装その他の物品が現在も小倉城内に存在し、又は本件共同事業体その他の者により使用されている場合、市は、その所在、財産区分、使用主体、使用条件、維持管理責任、指定期間終了後の取扱い及び必要な対価徴収の要否を確認し、必要に応じて使用条件の設定、使用料等の徴収、返還請求又は損害回復措置を講ずべき立場にある。

市がこれらを確認せず、必要な措置を講じたことを示す資料も確認できない以上、市は、本件取得物品について、現在の財産管理、必要な徴収及び損害回復措置を怠っている。

ウ　前記の行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

（ア）臨時交付金により取得した庁内備品等を自主事業に供用するに当たり、供用条件、費用負担及び交付目的との整合性の確認を欠いていること

a　基本協定書及びガイドライン上の自主事業規律

基本協定書第１９条ないし第２２条は、本指定管理業務に必要な備品等を、市の費用で購入するもの、指定管理料又は利用料金収入により購入又は調達するもの及び指定管理者が自己の費用で購入又は調達するものに区分し、それぞれの管理方法を定めている。また、同第５１条第１項は、自主事業を本件共同事業体が自己の責任と費用により実施するものとし、同条第２項ないし第４項は、市の事前承諾、必要な目的外使用許可及び模様替え等に係る費用負担を定めている（甲１１）。

北九州市指定管理者制度ガイドラインも、自主事業について、指定管理者が指定管理業務とは別に、自らの責任において行う事業であると整理している。また、自主事業の実施に当たっては、あらかじめ市と協議し承認を得ること、自らの責任と費用により実施すること、経理を他の事業と明確に区分すること、自主事業に要する経費に指定管理料を充てることができないこと、必要に応じて行政財産の目的外使用許可や占用許可等を受け、使用料又は占用料等が発生する場合があることを定めている（甲１３）。

また、上記の協定及びガイドライン上の整理は、地方財政法第４条、地方自治法第２３７条、同第２３８条の４及び同第２３９条と接続して理解されるべきである。市は、本件委託料支出について、価格妥当性、分離発注可能性、購入業者との関係及び市場価格との比較を確認すべきであり、本件取得物品等を自主事業に供用させる場合には、使用料、貸付料、収益還元その他の収入確保の要否を確認すべきである。また、小倉城天守閣５階部分その他の施設部分を自主事業のために使用させる場合には、行政財産の目的外使用許可、使用条件及び使用料の要否が地方自治法第２３８条の４との関係で問題となる。

b　庁内備品を自主事業に供用する場合の確認義務

前記（１）のイ（ア）ｆ記載のとおり、市は、本件庁内備品等を自主事業に供用する場合、財産区分、供用根拠、対価徴収、維持管理費、経理区分、行政財産の目的外使用許可の要否及び臨時交付金との整合性を整理すべきである。

c　臨時交付金との整合性確認

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の適正化を図るため、補助事業等の遂行、交付決定の取消し、返還及び取得財産の取扱いに関する規律を定めている。

本件取得物品等が臨時交付金を充当して取得又は整備された財産である場合、市は、当該物品等が交付対象事業の目的に従って使用されているか、実績報告上どのように整理されているか、取得財産管理台帳又はこれに相当する資料にどのように記録されているかを確認すべきである。

また、市は、当該物品等が交付目的に反して使用、貸付け、譲渡、交換、廃棄、担保提供又は自主事業への恒常的供用に当たらないかを確認すべきである。これらを確認しないまま本件共同事

業体の自主事業又は一構成法人の収益事業に供用させることは、財産管理及び将来の是正・返還リスク管理を怠るものとして、違法又は少なくとも不当である。

したがって、市は、本件臨時交付金について、交付要綱、実施計画、交付金充当資料、実績報告、効果検証資料、取得財産管理条件及び国又は所管庁との協議記録との整合性を確認すべきである。

d　表示差異の意味

本件業務は、契約書、開示された収支決算資料及び観光課作成資料において、名称及び表示区分が異なっている（甲１、甲９、甲１０）。

この表示差異は、通常の会計資料及び決算説明資料として看過できない差異であり、本件委託料支出、庁内備品の受入れ及び自主事業への供用との対応関係を、一次資料により確認する必要を一層強める事情である。

e　結論

市が、これらを確認しないまま委託料を支出し、又は支出後も前記各事項の要否を判断していない場合には、基本協定書第１９条ないし第２２条及び第５１条に基づく整理を欠く。これは、公金支出及び財産管理として違法又は少なくとも不当である。

また、本件委託料の支出に当たり、前記確認を欠いていた場合には、地方自治法第２３２条の３及び第２３２条の４との適合性も検証されなければならない。

（イ）特命随意契約において、価格妥当性及び利益相反管理の確認を欠いていること

a　特命随意契約の合理性と購入価格の妥当性は別個に確認すべき事項であること

地方自治法第２３４条第１項は、売買、貸借、請負その他の契約について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし、同条第２項は、随意契約について、政令で定める場合に該当するときに限り行うことができるものとしている。地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号は、その性質又は目的が競争入札に適しない契約について随意契約を認めている。

したがって、本件特命随意契約では、市は、本件業務の性質又は目的が競争入札に適しないこと、及び本件業務の全部を本件共同事業体に特命する必要があることを、契約内容ごとに具体的に確認すべきである。加えて、市は、北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン上の適用条件についても、特命理由書その他の一次資料により具体的に確認すべきである（甲１５）。

市は、本件共同事業体との特命随意契約について、同共同事業体が小倉城の指定管理者であり、施設管理者でなければ本件業務を履行できない旨を理由としている（甲１５）。

しかし、施設管理者であることは、施設内での工程調整、安全確保、動線管理及び来場者対応との調整が必要であることを示す事情にとどまる。設計、施工、厨房設備、家具、衣装、予約サイトその他の各業務について、指定管理者以外の専門業者が履行できないことを当然に示すものではない。

したがって、市は、本件業務の全部を本件共同事業体へ特命する必要があったのかを確認すべきである。少なくとも、分離発注、専門業者への発注、競争見積、指定管理者との調整委託その他の方法を検討したかを確認すべきである。

また、本件共同事業体を委託相手方とすることの合理性と、委託料により調達される厨房設備等の購入業者及び購入価格の妥当性は、別個に確認されるべき事項である。

b　利益相反管理の確認が必要であること

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第８３条は、理事に対し、法人のため忠実に職務を行う義務を課している。同法第８４条第１項は、理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引する場合その他法人と理事との利益が相反する取引について、重要な事実を開示し、社員総会の承認を受けることを求めている。

本件登記簿謄本によれば、一般社団法人まちはチームだは監事設置法人であり、本件契約締結及び支出当時、Ｇ氏が理事兼代表理事として登記されていた（甲４）。

公費及び臨時交付金を原資とする委託業務において、議会で指定管理者側代表者の親族会社への発注が具体的に指摘されている以上、市は、発注主体、購入業者との人的関係、Ｇ氏の関与、参考見積書の提出者及び徴取経緯、比較見積の有無、市場価格との

比較、社員総会承認の有無並びに当時の監事への報告又は監査資料の有無を確認すべきであった（甲２ないし甲５）。

もっとも、本件で問題としているのは、一般社団法人まちはチームだ内部の私法上の効力を直接争う趣旨ではない。本件の問題は、市が、公費及び臨時交付金を原資とする委託契約の履行確認、価格妥当性確認及び支出の適正性判断に当たり、受注者側から関係会社への発注、人的関係、価格形成過程及び利益相反管理の有無を確認すべきであったにもかかわらず、これを怠った点にある。

したがって、利益相反管理の有無は、単なる民間法人内部の問題ではなく、市が本件委託料を支出し、検査し、又は支出後の財産管理を行うに当たり、価格の公正性及び契約履行の適正性を判断するための財務会計上の確認事項である。

c　結論

前記（１）のイ（イ）ｂ及びｃ記載のとおり、本件特命随意契約においては競争入札による価格形成が働かないにもかかわらず、予定価格は受注者本人の参考見積を基礎として算定され、見積依頼書及び見積比較表等も不存在とされている（甲１４、甲１５）。

したがって、市は、参考見積書の受領時期、予定価格算定書との前後関係、積算根拠、比較見積の有無、市場価格との比較及び価格交渉の有無を確認すべきである。市がこれらを確認せず、必要な是正措置の要否を判断していない場合には、契約履行確認及び公金支出の適正性を欠き、違法又は少なくとも不当である。

（ウ）家具及び衣装約３０着その他の物品について、納品及び財産管理の確認を欠いていること

a　納品及び受入れを確認すべきであること

本件共同事業体に対する委託料が支出されている以上、市は、前記家具及び衣装の納品、検査、受入れ、所在及び使用状況を確認すべきである（甲１、甲２）。

b　未納品又は供用がある場合の措置

当該家具及び衣装が未納品である場合には、市は、未納品物品に対応する委託料の返還請求その他の措置を講ずべきである。また、納品済みであっても、自主事業又は第三者の収益活動に供用

されている場合には、その供用根拠及び対価の要否を確認すべきである。

c　結論

市がこれらを確認しないことは、市費又は臨時交付金を原資として取得されるべき物品の価値及び使用状況を把握しないまま放置するものであり、違法又は少なくとも不当である。

（エ）本件取得物品について、現在も必要な財産管理、徴収又は損害回復措置を怠っていること

前記（１）のイ（エ）記載のとおり、市は、本件取得物品について、現在の所在、使用主体、使用条件、維持管理責任、必要な対価徴収及び損害回復措置の要否を確認し、必要な財産管理上の措置を講ずべき立場にある。

特に、本件取得物品については、地方自治法第２３７条及び第２３９条上の財産・物品管理の問題となる。また、小倉城天守閣５階部分その他の施設部分を自主事業のために使用させている場合には、行政財産の目的外使用許可、使用条件及び使用料の要否が地方自治法第２３８条の４との関係で問題となる。

市が、本件取得物品の管理状況及び必要な是正措置の要否を確認しないまま放置している場合には、市有財産又は管理物品について、財産管理、徴収すべき収入の確保、返還請求又は損害回復措置を怠るものであり、地方自治法第２３７条、第２３８条の４、第２３９条及び地方財政法第４条との関係でも、違法又は少なくとも不当である。

（２）その結果どのような損害が北九州市に生じているか

ア　過大支出損害のおそれ

厨房設備等について、比較見積、市場価格との比較又は価格交渉の確認を欠き、合理的な調達価格を上回る金額が本件委託料に含まれていた場合には、市には、その差額相当の損害が生じているおそれがある。当該検証の基礎となる厨房設備等の購入業者記載額は、１，３０５，５４３円である（甲２）。なお、変更契約書は不存在であり（甲１４）、本件委託料及び業務範囲は当初契約のまま確定している。

イ　未納品又は管理不能損害のおそれ

本件見積書に計上された家具（テーブル１８台、椅子７２脚及びハイチェア８脚。税抜合計３，５８０，８００円)及び衣装約３０着（税抜合計１，５００，０００円）について、物品受入書及び備品登録

リスト上その受入れ及び登録を確認できない（甲１、甲２）。これらが契約どおり納品されていない場合には、市には、当該物品に対応する支出額相当の損害が生じているおそれがある。

また、これらの物品が納品されていたとしても、市費又は臨時交付金を原資として取得された物品として適切に管理されず、所在不明、毀損又は滅失の状態にある場合には、市には、当該物品の価値相当額の損害が生じているおそれがある。

ウ　未徴収損害又は財産管理上の損害のおそれ

本件設備等が、本件共同事業体の自主事業又は第三者の収益活動に供用され、対価を徴収すべきであったにもかかわらず、使用料、貸付料、目的外使用料、収益還元その他の対価が徴収されていない場合には、市には、その未徴収額相当の損害が生じているおそれがある。

また、本件設備等の財産区分、管理責任、使用条件又は指定期間終了後の取扱いが整理されていない場合には、市が公費により取得又は整備した財産を適切に管理し、使用条件を設定し、又は回収できない損害発生のおそれがある。

エ　臨時交付金に係る是正又は返還リスク

本件設備等が、当該交付金の目的、実施計画、実績報告又は取得財産管理条件と整合しない態様で、本件共同事業体の自主事業又は一構成法人の収益事業に供用されていた場合には、市には、是正、返還その他の財政的不利益が生じ得る。

（３）どのような措置を請求するのか

ア　監査において確認を求める主な事項

監査委員には、本件について、少なくとも次の事項を一次資料により確認することを求める。詳細な確認資料及び確認事項は、別紙２「監査確認事項一覧」のとおりである。

（ア）本件特命随意契約及び委託料支出について、契約手続、予定価格及び見積、履行確認、支出、財源、特命理由並びに分離発注可能性に関する一次資料を確認すること。

（イ）本件厨房設備等について、株式会社Ｄが購入業者となった経緯、購入価格の妥当性、比較見積又は市場価格調査の有無、価格交渉の有無及び過大支出の有無を確認すること。

（ウ）本件共同事業体、一般社団法人まちはチームだ及び株式会社Ｄの関係について、発注主体、発注決定者、契約相手方、支払主体、人

的関係、Ｇ氏の関与、利益相反管理の有無及び市がこれらを確認したか否かを確認すること。

（エ）本件仕様書及び見積書に記載された衣装約３０着、写真撮影用背景、家具その他の物品について、納品の有無、検査、受入れ、管理区分、保管場所、使用履歴、貸出又は供用の有無、毀損又は滅失の有無を確認すること。

（オ）本件取得物品又は施設部分が、ディナー提供その他の自主事業、小倉城武将隊の活動、市長その他市職員が参加する行事又は第三者の事業に使用されている場合には、その使用目的、使用主体、使用期間、使用又は貸付けの根拠、対価の要否、維持管理費の負担及び会計処理を確認すること。

（カ）本件委託業務について、契約書及び仕様書、令和５年度小倉城収支決算、令和８年１月９日付観光課作成資料、本件共同事業体又は一般社団法人まちはチームだが提出した収支資料、月報、年報及び会計帳簿を照合し、事業名称、収支区分、組替え根拠、作成過程並びに取得物品及び自主事業への供用条件との関係を確認すること。

（キ）本件委託料が支出されたウェルカム北九州！キャンペーン事業について、臨時交付金の充当、実施計画、実績報告、効果検証、取得財産管理条件、財産処分制限、国又は所管庁との協議・照会記録との整合性を確認すること。

（ク）観光課長が本件特命随意契約について言及した内部監査並びに市が議会答弁で述べた仕様内容、見積り及び実施体制等の精査について、監査主体、時期、確認資料、調書、指摘事項、判断内容及び改善措置の有無を確認すること。

イ　違法又は不当な事実が確認された場合に求める措置

前項の確認により、契約方式、購入価格、物品納入、財産管理、自主事業への供用条件、臨時交付金の交付目的との整合性又は必要な対価の徴収について是正すべき事項が認められる場合には、市長及び関係職員に対し、少なくとも次の措置を講ずるよう勧告すること。

（ア）本件取得物品の所在、管理区分、使用条件、使用主体、使用履歴及び指定期間終了後の取扱いを台帳又は管理資料上明確化すること。

（イ）本件取得物品又は施設部分が自主事業等に供用されている場合には、使用許可、貸付契約、使用料、貸付料、目的外使用料、収益還

元、維持管理費負担及び会計処理を文書により整理し、必要な徴収を行うこと。

（ウ）未納品、所在不明、毀損滅失、過大支出又は価格妥当性を欠く支出が確認された場合には、受注者又は関係職員に対する返還請求、損害賠償請求その他の損害回復措置を講ずること。

（エ）臨時交付金の交付目的、実績報告又は取得財産管理条件に反する疑いがある場合には、国又は所管庁に照会し、必要な是正又は返還リスク回避措置を講ずること。

（オ）本件共同事業体に対し、必要に応じて代表構成員である一般社団法人まちはチームだを通じ、基本協定書第２８条に基づく改善指示その他必要な措置を講ずること。

（４）監査請求期間及び正当な理由

ア　本件の主位的対象が現在継続する怠る事実であること

本件の主位的対象は、過去の契約締結又は委託料支出そのものに限られるものではない。本件の主位的対象は、（１）のイ（ア）ないし（エ）記載のとおり、現在も存在又は使用されている本件取得物品及び施設部分について、市が財産管理、使用条件整理、使用料等の徴収、返還請求又は損害回復措置の要否判断を行わない現在継続中の怠る事実である。

本件施設の指定期間は、基本協定書第６条により令和９年３月３１日までである（甲１１）。本件設備等が現在も存在し、又は使用されている限り、市は、その財産区分、供用条件、管理状況、必要な対価の徴収、臨時交付金との整合性及び損害回復措置の要否を確認すべき立場にある。

よって、本件は、本件請求日現在も継続する財産管理、徴収又は損害回復措置に関する怠る事実を対象とするものである。

イ　契約締結及び委託料支出に係る事項について正当な理由があること

請求人らは、請求人代表者が令和８年２月２５日付行政文書一部開示決定通知書に基づき開示された本件契約書、仕様書、見積書、支出命令書及び物品受入書により、本件委託業務が、ディナー提供を自主事業としながら、その実施に利用され得る設備等を市の委託業務として整備する内容であり、市が１６，８３７，０４０円を支出していたことを知った（甲1、甲２、甲１２）。

その後、請求人らは、次の資料を照合した。

ａ　備品登録リスト及び物品受入書（甲２）。

ｂ　株式会社Ｄに関する資料（甲３）。

ｃ　議会質疑記録（甲５）。

ｄ　観光課作成資料及び令和５年度小倉城収支決算（甲９、甲１０）。

ｅ　登記簿謄本、令和５年度９月補正予算案及び同補正予算資料（甲４、甲６、甲７）。

ｆ　令和８年６月１１日付行政文書一部開示決定通知書、不開示内容一覧、参考見積書、予定価格算定書及び特命理由書（甲１４、甲１５）。

その結果、請求人らは、本件が臨時交付金を活用したウェルカム北九州！キャンペーン事業の一部として特命随意契約により実施されたこと、関係性を指摘された購入業者から厨房設備等が調達されていたこと、衣装約３０着の管理状況が確認できないこと、本件委託業務の名称及び収支表示が資料間で異なること、国費を充当して取得した庁内備品の自主事業への供用条件が明らかでないこと、さらに、受注者本人の参考見積を基礎として予定価格が算定され、見積依頼書及び見積比較表等も不存在とされていることを、具体的な財務会計上の問題として把握した。

これらの事情は、開示文書、議会資料、市公表資料及び登記資料等を取得し、相互に照合して初めて把握できたものである。

したがって、契約締結及び委託料支出に係る事項については、地方自治法第２４２条第２項ただし書にいう正当な理由がある。

なお、仮に本件契約締結又は委託料支出自体を監査対象と解する場合であっても、上記各資料の開示及び照合により初めて、受注者本人の参考見積を基礎とする予定価格設定、見積比較表等の不存在、購入業者との関係、衣装等の管理状況不明及び自主事業への供用条件不明という具体的問題を把握できた。

したがって、請求人らが相当の注意力をもって調査して初めて、監査請求をするに足りる程度に本件契約締結及び委託料支出の問題点を知り得たものであり、地方自治法第２４２条第２項ただし書にいう正当な理由がある。

（５）付言

ア　本件監査の公益性

小倉城は、北九州市を代表する公の施設であり、市の観光政策及び都市イメージに関わる象徴的施設である。本件は、同施設における一

委託契約の問題にとどまらない。指定管理業務、自主事業、公費支出、備品管理、収支区分及び利益相反管理をどのように区別し、確認するかという、指定管理者制度全体の運用に関わる問題である。

また、本件共同事業体の代表構成員である一般社団法人まちはチームだは、小倉城の指定管理業務に限らず、市の公共的事業に関与する法人である。したがって、本件は、特定法人に対する私的批判ではなく、市が公共性の高い事業を担う法人に対し、契約、支出、財産管理及び利益相反管理をどの水準で確認すべきかという制度上の問題である。

イ　文書による確認の必要性

本件監査においては、関係者の聞き取りにおける説明のみを根拠として、契約、支出、備品管理、自主事業への供用条件及び価格妥当性を判断すべきではない。

地方公共団体の事務は、説明責任及び検証可能性を前提とする。特に本件では、市が議会において、内部監査により確認済みである旨、又は適正である旨を説明している以上、その根拠は、事後の説明や関係者の認識ではなく、契約当時又は支出当時に作成された文書により確認されるべきである。

よって、監査委員には、契約書、仕様書、参考見積書、予定価格資料、特命理由書、支出関係資料、備品登録資料、協議・承認文書、会計帳簿その他の客観資料に基づき、本件の財務会計上の適否を確認することを求める。文書による裏付けが確認できない事項については、市が必要な確認を行っていたものと評価すべきではない。

以上、地方自治法第２４２条第１項の規定により、別紙事実証明書を添えて、必要な措置を請求する。

４　請求の内容（令和８年７月６日付け補正書）

令和８年７月６日付け補正書の内容は以下のとおりである。なお、補正書に記載の内容を、原則として原文のまま記載した。

（１）追加主張１

本件請求の主位的対象は、現在継続する財産管理、徴収及び損害回復措置を怠る事実であること

本件請求の主位的対象は、令和５年１２月１５日の契約締結又は令和６年３月の委託料支出そのものに限られるものではない。

本件請求の中心は、臨時交付金を充当して市が取得し、又は庁内備品として受け入れた可能性のある厨房設備、家具、衣装、予約システムその他の物品及び小倉城天守閣５階等の施設部分について、市が、本件請求日現在も、所在、財産区分、使用主体、使用条件、使用料又は収益還元の要否、維持管理費の負担、指定期間終了後の取扱い、臨時交付金の交付目的との整合性、返還請求その他の損害回復措置の要否を整理していないという、現在継続中の財産管理及び徴収に関する怠る事実である。

小倉城等の指定期間は令和９年３月３１日まで継続しており、本件設備等が現在も小倉城内に存在し、又は本件共同事業体その他の者により使用されている限り、市には、財産区分、使用条件、必要な対価徴収及び損害回復措置の要否を確認すべき財務会計上の立場がある。

したがって、本件請求を、過去の契約締結又は委託料支出のみを対象とする請求として扱い、当該行為の日又は終わった日から１年を経過したことのみを理由に却下することは、本件請求の主位的構成を取り違えるものである。

（２）追加主張２

請求後に判明した新事実：同一令和５年度収支決算における二つの表示

本件請求後である令和８年７月２日、請求人らは、観観１０３号に係る開示資料を受領した。同資料により、市は、令和５年度小倉城収支決算について、既提出の甲１０とは異なる表示の資料を保有し、開示していることが判明した。

既提出の甲１０に係る令和５年度小倉城収支決算では、本件契約額と同額の１６，８３７，０４０円は、収入側では「その他収入」中の「小倉城ナイトアップキャンペーン」として計上されている。

他方、同じ甲１０の支出側には、「市の業務委託」又は「小倉城ナイトアップキャンペーン」に対応する独立した支出科目は表示されておらず、「改修工事費」として２７，５８９，６７４円が記載されているにとどまる。

これに対し、甲９に係る令和８年１月９日付都市ブランド創造局観光課作成資料では、本件契約額と同額の１６，８３７，０４０円が、令和５年度の収入及び支出の双方において、指定管理事業及び自主事業とは別の「委託業務」として記載され、その内容は「小倉城天守閣内キャッ

スルカフェの新設にあたり、設計及び整備を市が委託して実施したもの」と説明されている。

さらに、補甲１に係る観観１０３号資料（補甲１）では、同じ令和５年度について、収入及び支出の双方に「市の業務委託」１６，８３７，０４０円が表示され、改修工事費は１０，７５２，６３４円と表示されている。

すなわち、甲１０の改修工事費２７，５８９，６７４円から、本件委託料１６，８３７，０４０円を差し引くと、補甲１に表示された改修工事費１０，７５２，６３４円と一致する。

このことから、本件委託料１６，８３７，０４０円が、甲１０では支出側に独立表示されず、改修工事費２７，５８９，６７４円の中に含まれる形で表示されていたことは、甲１０単体の記載ではなく、甲９及び補甲１との突合によって確認される。

この事実は、本件委託料の所在が単なる名称の違いにとどまらず、令和５年度収支決算の作成、修正、組替え又は説明過程に関する財務会計上の確認事項であることを示す。

市は、誰が、いつ、何の根拠資料に基づき、甲１０の改修工事費から本件委託料を切り出し、「市の業務委託」として表示したのか、また、その表示が指定管理者の会計帳簿、支払証憑、月報、事業報告書及び市の支出命令書と整合するのかを確認すべきである。

したがって、この新事実は、本件請求の受理要件及び監査対象の特定を補強するものであり、本件を過去の支出のみの問題として形式的に却下すべきでないことを示す。

（３）追加主張３

収入計上・同額支出計上と会計帳簿実査の必要性

既提出の甲１０に係る令和５年度小倉城収支決算では、本件委託料１６，８３７，０４０円が、収入側において「その他収入」中の「小倉城ナイトアップキャンペーン」として計上されている。これは、本件共同事業体が市から本件委託料を受領し、令和５年度の収入として計上したことを示す。

他方で、甲１０の支出側には、「市の業務委託」又は「小倉城ナイトアップキャンペーン」に対応する独立した支出科目は表示されていない。

しかし、甲９及び補甲１との突合によれば、本件委託料１６，８３７，０４０円は、支出側でも同額全額が経費として処理され、収支上は利益又は残余が生じていないように表示されている。

この点について、既提出の甲１５に係る参考見積書には、「企画調整費・問い合わせ対応」１，２２０，０００円及び「一般管理費」１，５８０，０００円が含まれている。これらは、外部業者への実支出ではなく、受託者内部の調整費、管理費又は利益相当部分を含み得る費目である。

したがって、１６，８３７，０４０円全額が実際に外部業者へ支出されたのか、受託者内部に残った金額があるのか、また、当該内部費用又は利益相当部分を指定管理者の決算上どのように処理したのかは、本件共同事業体又は一般社団法人まちはチームだの会計帳簿、外部業者からの請求書、領収書、振込記録、総勘定元帳、補助元帳その他の支払証憑を照合しなければ判断できない。

この点は、市が本件委託料の履行確認、完了検査、精算確認、決算確認及び財産管理において確認すべき事項である。

市がこれを確認せず、必要な返還請求、損害賠償請求、使用料徴収又は収益還元措置の要否を判断していない場合には、現在も継続する怠る事実に該当する。

（４）追加主張４

仮に過去の契約締結又は支出を原因事情とみるとしても、正当な理由があること

仮に、監査委員において、本件請求の全部又は一部を、過去の契約締結又は委託料支出に基づく損害賠償請求権等の不行使として捉え、地方自治法第２４２条第２項の監査請求期間の問題を検討するとしても、本件には同項ただし書の「正当な理由」がある。

本件の違法又は不当の疑いは、公表資料のみから直ちに把握できるものではなかった。請求人らは、令和８年２月２５日付開示資料により本件契約書、仕様書、見積書、支出命令書及び物品受入書を取得し、その後、令和８年６月１１日付開示資料により参考見積書、予定価格算定書及び特命理由書等を取得した。

さらに、本件請求提出後に開示された観観１０３号資料（補甲１）により、令和５年度小倉城収支決算について、原決算とは異なる表示の資料が存在することを確認した。

これらの資料を相互に照合して初めて、次の事情が具体的な財務会計上の問題として把握できた。

ア　本件委託料１６，８３７，０４０円が、既提出の甲１０に係る令和５年度小倉城収支決算の収入側では「その他収入」中の「小倉城ナイトアップキャンペーン」として計上されていること。

イ　甲１０の支出側には、「市の業務委託」又は「小倉城ナイトアップキャンペーン」に対応する独立した支出科目は表示されておらず、「改修工事費」として２７，５８９，６７４円が記載されているにとどまること。

ウ　本件請求後の令和８年７月２日（受領日）以降に判明した観観１０３号資料（補甲１）、すなわち補甲１では、同額１６，８３７，０４０円が「市の業務委託」として切り出され、改修工事費が１０，７５２，６３４円と表示されていること。

エ　甲１０の改修工事費２７，５８９，６７４円から本件委託料１６，８３７，０４０円を差し引くと、補甲１の改修工事費１０，７５２，６３４円と一致するため、本件委託料が甲１０では改修工事費の中に含まれる形で表示されていたことは、甲１０、甲９及び補甲１の突合によって確認されること。

オ　甲１５の参考見積書には「企画調整費・問い合わせ対応」１，２２０，０００円及び「一般管理費」１，５８０，０００円が含まれており、１６，８３７，０４０円全額が外部業者への実支出であったかは会計帳簿及び支払証憑を確認しなければ判断できないこと。

カ　本件取得物品等が指定管理者の自主事業に供用されることを甲１５の特命理由書自体が前提としているにもかかわらず、ディナー自主事業実施に関する協議記録及び使用許可文書一式が不存在とされていること。

以上の事情は、開示文書、決算資料、議会資料及び事業報告書等を取得し、かつ相互に突合して初めて明らかになったものであり、請求人らが相当の注意を尽くしても、各資料の開示前に客観的に把握することは困難であった。

請求人らは、これらの資料を取得し照合した後、相当な期間内に本件請求を行い、さらに請求後に判明した事項について本書を速やかに提出するものである。

したがって、本件には地方自治法第２４２条第２項ただし書の正当な理由がある。

（５）受理要件審査に関する請求人らの意見

以上のとおり、本件請求は、現在継続する財産管理、徴収及び損害回復措置を怠る事実を主位的対象とするものであるから、過去の契約締結又は支出から１年を経過したことのみを理由として却下されるべきではない。

また、仮に契約締結又は委託料支出に起因する請求権不行使の問題として監査請求期間を検討するとしても、本件の具体的問題は、令和８年２月２５日以降の契約・支出関係資料、令和８年６月１１日付開示資料、さらに本件請求後の令和８年７月２日（受領日）以降に判明した観観１０３号資料（補甲１）の突合により初めて把握できたものである。

請求人らは、資料取得後、相当な期間内に本件請求を行い、請求後に判明した事項についても速やかに本書を提出している。

したがって、本件請求には地方自治法第２４２条第２項ただし書の正当な理由があり、受理要件を満たすものとして、速やかに監査に付されたい。

（６）受理後の監査において特に確認を求める事項

本件が受理された後の監査においては、少なくとも次の事項を、所管課からの聞き取りではなく、一次資料に基づき確認することを求める。

ア　令和５年度小倉城収支決算において、本件委託料１６，８３７，０４０円が収入側で「小倉城ナイトアップキャンペーン」として計上され、支出側でどの費目にどのように計上されたのか。

イ　甲１０の改修工事費２７，５８９，６７４円から、本件委託料１６，８３７，０４０円を切り出し、補甲１上「市の業務委託」として表示した作成者、作成日、作成根拠、決裁経過及び会計帳簿との整合性。

ウ　甲１５の参考見積書に含まれる「企画調整費・問い合わせ対応」１，２２０，０００円及び「一般管理費」１，５８０，０００円について、外部支出、内部費用、利益相当部分又は管理費としてどのように会計処理されたか。

エ　本件共同事業体又は一般社団法人まちはチームだの会計帳簿、総勘定元帳、補助元帳、外部業者請求書、領収書、振込記録、精算資料を照合し、１６，８３７，０４０円全額が実際にどこへ支出されたか。

オ　本件委託により取得又は整備された物品及び施設部分の現在の所在、使用主体、使用根拠、使用料又は収益還元の要否、維持管理費の負担、指定期間終了後の取扱い及び臨時交付金との整合性。

カ　ディナー自主事業実施に関する協議記録及び使用許可文書一式が不存在であるにもかかわらず、甲１５の特命理由書が自主事業への供用を前提としていることの財務会計上の意味。

（７）結語

本件請求は、契約締結日又は支出日から１年を経過したことのみを理由として却下されるべき事案ではない。

本件は、現在も小倉城内で使用され、又は管理されている可能性のある設備、家具、衣装、予約システムその他の物品及び施設部分について、市が財産管理、使用条件整理、使用料等の徴収、返還請求その他の損害回復措置の要否判断を怠っている事案である。

また、仮に１年制限の問題を検討するとしても、本件の違法又は不当の疑いは、令和８年２月以降に開示された契約・支出関係資料、令和８年６月に開示された参考見積書、予定価格算定書及び特命理由書、並びに本件請求後の令和８年７月２日（受領日）以降に判明した観観１０３号資料（補甲１）によって、初めて具体的に把握できたものである。

よって、本件請求には地方自治法第２４２条第２項ただし書の正当な理由があり、受理要件を満たす。

以上により、本件請求を適法な住民監査請求として受理し、監査に付されたい。

５　請求の内容（令和８年７月２１日付け補正書）

令和８年７月２１日付け補正書の内容は以下のとおりである。なお、補正書に記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載した。

（１）請求人の表示

令和８年６月２３日提出の北九州市職員措置請求書は、Ｂ氏が団体Ａ代表として提出したものである。代表者個人は現在、住民ではない。よって「請求人は団体Ａ、主たる事務所の住所は福岡県北九州市内、代表Ｂ氏」として補正を行う。

（２）７月６日メール提出分の取扱い

令和８年７月６日メール提出分は、同年６月２３日提出分に係る追加主張及び補正書として取り扱われたい。共同請求人の住所及び氏名については、自署した別紙「共同請求人確認書」を提出する。

（３）権利の留保

団体Ａは、政治資金規正法上の「その他の政治団体」として届出され

た団体であり、代表者及び団体としての組織・活動実態を有する権利能力なき社団である。

北九州市の「住民監査請求の手引き」には、「住民監査請求できるのは、北九州市に住所を有する人（法人含む）です。」と記載されている。

本補正の目的は、監査手続を円滑に進めるための請求人表示等の補正にある。同手引きにいう「法人含む」の解釈及び権利能力なき社団である団体Ａの請求人適格に関する法的評価について、本補正において判断を求めるものではない。

団体Ａ及びその代表者が、本件住民監査請求並びにこれに接続する住民訴訟その他の手続において有する法的地位、当事者適格、住民訴訟を提起する権利その他一切の権利及び法的主張は、すべて留保する。

事実を証する書面（本文中で指摘している以下の甲号証）

甲１　小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託契約書、仕様書及び見積書

甲２　本件委託業務に係る支出命令書、請求書兼領収書、物品受入書及び備品登録リスト

甲３　アヴァンティオンライン掲載（Ｇ氏の公開プロフィール資料）

甲４　一般社団法人まちはチームだ履歴事項全部証明書

甲５　西田委員の小倉城指定管理業務に関する議会質疑記録、議会録画該当部分又は同該当部分の反訳資料

甲６　令和５年度９月補正予算案

甲７　令和５年度９月補正予算資料「ウェルカム北九州キャンペーン」関係頁

甲８　令和６年１月１１日付北九州市産業経済局公表資料「小倉城ナイトタイムキャンペーン』関係資料

甲９　令和８年１月９日付都市ブランド創造局観光課作成「小倉城及び小倉城庭園の指定管理業務の決算について」

甲１０　公文書開示請求により取得した「令和5年度小倉城収支決算」及び「令和５年度収支報告書に関するコメント」

甲１１　小倉城、小倉城庭園及び北九州市立勝山公園・北九州市立あさの汐風公園の管理運営に関する基本協定書

甲１２　北九都市観観第４９７号令和８年２月２５日付「行政文書一部開示決定通知書」及び開示文書一覧

甲１３　北九州市指定管理者制度ガイドライン令和７年３月改訂版及び同ガ

イドライン（様式・資料）
甲１４　令和８年６月１１日付行政文書一部開示決定通知書及び別紙
甲１５　令和５年度小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託に係る開示文書一式
甲１６　株式会社Ｄ「会社概要」
補甲１　観観１０３号開示資料のうち、令和５年度小倉城収支決算及び関連資料

注１　請求書の内容は、令和８年７月６日に提出された「補正書」の内容を反映させた。
注２　プライバシー保護の観点から、公表していない個人名、団体名及び住所については記号化又は省略した。
注３　事実を証する書面の内容は記載を省略した。

第２　監査請求の受理

本件請求は、北九州市長及び北九州市都市ブランド創造局長その他本件契約締結時又は現在の所管部局において本件財務会計上の事務に関与した職員を対象になされたものであり、小倉城の指定管理者へ令和５年度に支出された業務委託料で取得した物品等の管理を怠る事実に係る請求については、地方自治法（以下「法」という。）第２４２条の要件を満たしているものと認め、令和８年７月１６日付けで受理した。

第３　請求人資格について

住民監査請求において請求の資格があるのは、法第２４２条第１項により「住民」と規定されている。

請求人のうち団体Ａ（代表Ｂ氏）については、主たる事務所の住所の記載のみであったため、「住民」として請求しうる資格を有することを証明する資料の提出を求めたところ、「代表者個人は現在、住民ではない」、「団体Ａは、政治資金規正法上の「その他の政治団体」として届出された団体であり、代表者及び団体としての組織・実態を有する権利能力なき社団である」と記載された補正書が提出されたが、請求しうる資格を有することを証明する資料の提出はなされなかった。

したがって、団体Ａ（代表Ｂ氏）は、法第２４２条第１項に規定された「住民」ではないと判断し、本請求における請求人資格を認めないものとする。

共同請求人については、市内に住民登録がなされていることが確認できたため、請求人の資格があると判断する。

第４　監査の実施

本件請求については、法第２４２条第５項の規定により、次のとおり住民監査請求監査を実施した。

１　監査の執行者

監査委員　　中　西　満　信（令和８年６月３０日まで）
同　　中　野　正　信（令和８年７月　１日から）
同　　梅　田　久　和
同　　鷹　木　研一郎
同　　大久保　無　我

２　本件請求の趣旨を踏まえた監査対象の考え方

（１）住民監査請求の対象

住民監査請求の対象となるのは、法第２４２条第１項の規定により、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実である。具体的には、違法又は不当な財務会計上の行為が①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担であり、違法又は不当な財務に関する怠る事実が⑤公金の賦課、徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実である。

また、法第２４２条第２項の規定により、当該行為のあつた日又は終わつた日から１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、これをすることができない。

（２）請求人の主張

本件請求において、請求人の主張は以下のとおりと解される。

ア　令和５年度の「小倉城ナイトタイムキャンペーン業務委託」（以下「本件業務委託」という。）に関し、臨時交付金を充当した本件業務委託により取得した庁内備品等を自主事業に供用しながら、その使用条件の整理、必要な徴収及び財産管理措置を怠っていること（供用条件、費用負担及び交付目的との整合性の確認を欠いていること。）。

イ　本件業務委託に関し、厨房設備等の購入業者との関係、価格妥当性及び利益相反管理の確認を怠っていること（特命随意契約において、価格妥当性及び利益相反管理の確認を欠いていること。）。

ウ　本件業務委託に関し、家具(テーブル・椅子等)及び衣装約３０着その他の物品に係る納品、所在及び使用状況の確認を怠っていること。（備品登録リストに計上されていない物品が契約どおり納品されていない場合は、委託料の返還請求等の措置を検討すべきである。）

エ　本件業務委託の取得物品について、現在の財産管理、必要な徴収及び損害回復措置を怠っていること。

（３）請求期間制限について

上記アからウは怠る事実として主張しているが、いずれも令和５年度の業務委託に起因するものである。

怠る事実の請求期間について、平成１４年７月２日最高裁判所判決では、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するのであるから、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、（略）当該行為のあった日又は終わった日を基準として本件規定を適用すべきものである。」とされていることから、このような不真正怠る事実に関する監査請求については、法第２４２条第２項の請求期間制限が適用される。

本請求についてみると、請求人が主張する　ア　臨時交付金の適否、イ　特命随意契約の合理性、購入価格の妥当性、ウ　取得物品の納品確認等の内容については、いずれも令和５年度の当該財務会計上の行為について違法又は不当を判断する必要があるため、本請求は不真正怠る事実の監査請求であり、法第２４２条第２項の期間制限が及ぶものと解される。

したがって、これらは当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から１年を経過している。

（４）正当な理由について

また、（３）の請求期間制限について、請求人は当該財務会計行為については令和８年２月以降に開示された情報により、初めて具体的に把握できたものであり、法第２４２条第２項ただし書きの正当な理由があり、住民監査請求の要件を満たすと主張している。

平成１４年９月１２日の最高裁判所判決では、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば、客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」と判示されており、さらに、住民が相当の注意力をもって調査することについて、平成１９年２月１４日の東京高等裁判所判決では、「情報公開条例に基づき、実施機関に対し、財務会計上の行為完了の日と近接した日から、当該行為に関する公文書の開示請求をすることができ、実施機関は、非開示事由に該当しない限り、当該公文書を開示すべきものであるから、当該公文書に財務会計上の行為の内容が記載されており、これに関係法令や条件を適用することにより当該行為の適否を知ることが可能となる場合は、当該公文書が開示されると、住民は、監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができるものと考えられる。そうすると、当該住民は、財務会計上の行為について監査請求をする前提として、同条例に基づく開示請求をすることで相当の注意力をもって調査したことになり、逆に開示請求をしないままでいる場合には、相当の注意力をもって調査したとはいえないと解するのが相当である。」と判示されている。

本請求についてみると、令和５年９月に補正予算資料において国の臨時交付金活用事業「ウェルカム北九州！キャンペーン事業」として小倉城で北九州の食や日本文化体験の提供を行うことが公表され、また、令和６年１月の報道発表資料において「小倉城ナイトタイムキャンペーン事業」について事業概要や実施期間が公表されており、令和５年度の本件財務会計上の行為があった日以降、情報開示請求が可能になるものであるから、相当な注意力を持って調査すれば、当該財務会計行為の内容について住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたものと解される。

したがって、請求人が主張する「正当な理由」は、法第２４２条第２項ただし書きの「正当な理由」には該当しないと判断し、（３）のとおり、上記アからウについては、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から１年を経過しているため、監査の対象としないことにした。

（５）上記エの現在の取得物品の財産管理及び徴収すべき収入の確保等を怠っている事実について

現在の取得物品の財産管理を怠っている事実について、請求人は、備品登録リストにより具体的な損害発生の対象物品を示している。そのため、住民監査請求の対象となる財産の管理を怠る事実に当たると判断し、①取得物品が適正に管理されているか、②紛失等により市に損害が発生していないのかについて検討を行うこととした。

一方、請求人は、取得物品の使用料徴収を怠っている事実について、必要な対価徴収の要否を確認し、使用料等が徴収されていない場合には、未徴収相当額の損害が生じているおそれがあると主張している。

平成２年６月５日の最高裁判所判決では、「住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識できる程度に摘示する必要があり、その程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法となる」と判示されている。

本請求についてみると、請求人は、対価徴収の要否そのものの監査を求め、その結果、違法又は不当な事実が確認された場合に損害発生のおそれがあるとしており、具体的な使用料を徴収すべき根拠や損害額を摘示していないため、監査の対象としないことにした。

３　監査対象事項

本件業務委託で取得された備品の管理が適正に行われているか、また市に損害が発生しているかについて、法第２４２条第５項の規定により住民監査請求監査を実施した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

４　監査対象部局

都市ブランド創造局

５　監査の期間

令和８年７月１６日～令和８年８月１８日

６　監査の方法

都市ブランド創造局に対して、請求人の主張についての説明に関する資料、その他本件業務委託に関する資料の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

7　請求人の証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定により、令和８年７月２９日、請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から本件請求書の要旨を補足する陳述と、新たな証拠として、事実証明書の追加提出があった。また、その際、法第２４２条第８項の規定により、都市ブランド創造局の職員の立ち合いを認めた。本件請求人の陳述の概要は次のとおりである。

・　団体Ａは、先賢古哲の事績を調べ、その学びを地域社会の公共課題に活かすため、実践的な調査研究を行う団体である。事務所を八幡東区に置き、約２年前から調査研究等の活動を行っている。

　団体Ａという名称は、今回の共同請求人でもあり、故Ｅ先生の流れを汲むＣ先生から名付けていただいた。

・　本日、私がお願いしたいことは、観光課への聞き取りだけでなく、帳簿や口座まで確認していただくことである。

・　まず第１の資料。これから本件ナイトタイムキャンペーン業務委託の１，６８３万７，０４０円という一つの金額を追いかけていただく。令和５年度の小倉城の決算資料には、この同じ金額が、資料によってまったく違う場所に現れる。その資料は４つある。いずれも観光課か指定管理者が作ったものである。

・　資料１の改修工事費の欄を御覧いただきたい。支出の方で、小倉城の改修工事費は、当初の予算では３３万円であった。ところが、令和５年度の決算では、２，７５８万９，６７４円になっており、８３倍も増えている。この２，７５８万円の中身を一つずつ見ていく。

・　資料１は令和７年４月１１日に開示された令和５年度の小倉城の決算資料である。この同じ金額が、資料によって、まったく違う場所に現れる。その資料は４つある。いずれも観光課か指定管理者が作ったものである。

　資料１では、市から受け取った１，６８３万７，０４０円が、収入の欄に載っている。問題は、支出の側である。支出の欄には、委託業務という独立した行がない。この１，６８３万円は、先ほどの改修工事費、２，７５８万９，６７４円の中に埋もれている。

・　資料２は、令和８年１月９日、観光課が作った「小倉城及び小倉城庭園の指定管理業務の決算について」である。これは議会の質疑のために戸町議員へ提供されたものである。ここでは、先ほど埋もれていた委託業務の１，６８３万円が、収入にも支出にも独立した項目としてはっきり表れている。

・　資料３は、先ほどの戸町議員向けの説明資料の根拠とされた収支決算書である。こちらは令和８年６月２６日に開示請求を出した後に開示されたものである。資料２の根拠とされた資料で、ここでも委託業務の１，６８３万円は、独立して表れている。そして、改修工事費は１，０７５万２，６３４円になっている。さらに消費税５７８万円が人件費の中に紛れ込んでいる。ここで思い出していただきたいのは、資料１も資料３も、表題は同じ「令和５年度収支決算書」で、同じ名前の書類なのに中の金額は違うということである。

・　資料４は、令和８年６月３０日に開示された前回の小倉城の住民監査請求で観光課が監査委員に提出した資料である。この資料では、委託業務という項目がまた消えている。改修工事費は２，７５８万９，６７４円に戻り、消費税も元の場所に戻っている。では資料３で独立していた１，６８３万円は、資料４ではどこに行ったのか。

・　資料３と資料４を並べて比べる。指定管理事業の支出は、資料３の数字は１億２，９５１万７，０２２円で、それが資料４になると、１億４，３０７万５，７１５円に増えている。この増えた分は１，３５５万８，６９３円である。自主事業の支出は、資料３の４，４２３万５，１８０円から４，７５１万３，５２７円増えている。増えた分は３２７万８，３４７円である。この２つを足すと、合わせて１，６８３万７，０４０円になる。消えたはずの委託料と１円まで同じである。

　議員に示された資料では、独立していた委託業務が、監査委員に示された資料では消え、指定管理業務と自主事業に分けられている。これは単なる書き間違いではない。どの資料を使うかによって指定管理業務の赤字額や自主事業の費用も変わってしまう。これは次の指定管理者を選ぶ評価にも関わる問題である。議会は市が示した資料で審議する。監査委員は市が提出した資料で判断する。その議会と監査委員に違う資料が渡されているということである。これは議会の質疑や監査委員の判断、その両方の土台に関わる。

しかも、この食い違いは令和８年６月の議会で、戸町議員が池永局長に対してもすでに指摘しており、市も資料が食い違っていることは知っている。

・　資料５は、令和５年１１月１５日付け、北九州市監査公表第２０号である。ここでは、公園管理課が指定管理者の決算報告の誤りを見過ごし、適切な審査を怠ったことが指摘されている。これを受けて、市は再発防止策を公表した。指定管理業務と自主事業を明確に分け会計を分ける、月報と年度決算をつき合わせる、市と指定管理者の双方で確認する、指定管理業務と自主事業を分け会計を分ける、まさにこの第１で話した食い違いを防ぐための約束である。

・　資料７は、令和８年２月２０日付け、北九州市監査公表第２号である。梅田委員や鷹木委員、大久保委員が名前を連ねておられる。ここで求められている内容は三つである。

一つ目、予定価格を、何をいくら積み上げたか説明できるようにすること。

二つ目、施設が実際に使われているかどうかを確認し、必要な使用許可を行って、市の収入を確保すること。

三つ目、費用を複数の事業や団体に分けるときは、その割合の根拠を確認すること。

予定価格や施設の使用、費用の配分、本件で問題になっているのは、まさにこの三つである。監査委員は、市に対してこれを繰り返して求めてこられた。

・　資料６は、令和５年１１月１５日付けの北九州市監査公表第２４号である。この中で二つの指摘がある。

一つ目、特命理由書による随意契約であっても、予定価格をきちんと積算し、金額の妥当性を検討した上で決めなければならないという指摘である。相手を一者に決める契約だからといって、価格の確認を省いて良い理由にはならない。

二つ目、市が予定価格の計算書を作っていても、その中身が契約相手１者の参考見積書だけであれば、その見積書の意義は乏しく、予定価格の根拠として適切ではないという指摘である。市は、過去の実績を考慮する、複数の法人から見積書を取る、と改善を約束している。

監査委員は、契約相手が出した数字とは別に、市が自分の資料で価格を確かめなければならないと指摘している。

・　本件は相手を１者に決めた特命随意契約である。そして、市の予定価格の計算書は、指定管理者の参考見積書の項目も単価も金額も、ほぼそのまま採用している。第２４号で指摘された二つの問題が、本件ではそのまま同時に起きている。この第２４号が公表されたのは、令和５年１１月１５日。本件ナイトタイムキャンペーンの契約が結ばれたのは、そのちょうど１ヶ月後の１２月１５日である。

・　本件は契約の相手を指定管理者１者に決めて行う特命随意契約である。この契約について、市は議会で価格の妥当性を確認したと説明している。令和８年６月９日、池永都市ブランド創造局長は、「契約額１，６８３万７，０４０円については、仕様内容、見積り、実施体制を精査し、必要性と妥当性を確認した上で発注しております。」と答弁した。

　また、令和８年３月１３日、大浦観光課長は、「参考見積書というものを徴収いたしております。それに基づいて、市の方で適正な予定価格というものを設定しております。今回出てきた見積書は予定価格の範囲内でございましたので、そこで契約をしました。」と答弁している。

　精査した、適切な予定価格を設定した、と市は説明しているが、その裏付けとなる資料が開示されていない。

・　根拠となった指定管理者の参考見積書には日付がなかった。いつ作られ、いつ市に出されたかも分からない。そして、市が自分で積算した資料、過去の実績と比べた資料、他社の見積り、相場を調べた資料、そのどれもが開示された資料の中にはなかった。それどころか、市の予定価格の計算書は、指定管理者の参考見積書の項目も、単価も、金額もほぼそのまま写している。

　先ほどご覧いただいた監査第２４号の指摘と同じ構造である。形の上では予定価格を作っていても、その中身が契約相手１者の見積書だけなのである。市は、見積書が予定価格の範囲内と答弁したが、予定価格そのものが契約相手の言い値であれば、範囲内に収まるのは当たり前である。

・　令和８年３月１３日に答弁した大浦観光課長には、市がどの資料を精査し、何を根拠に適正と判断したのかを、原資料に基づいて、説明していただく必要がある。

・　相手を１者に決めた理由について、市は小倉城の運営や来場者の動きを熟知していること、日中の開館を止めないこと、安全確保や来場者対応を一体的に行うことを理由に挙げている。天守閣の中で工事を行う以上、指定管理者との調整が必要なことはその通りである。しかし、本件

に含まれているのは、工事だけではない。厨房機器や家具など、一般に流通している物品の購入も含まれている。冷蔵庫、製氷機、ＩＨヒーターなど、こうした機器は、メーカーや販売代理店からいくらでも比較の見積もりが取れる。現に、契約の１ヶ月前、令和５年１１月１日の時点で、設備や家具の見積書と予約システムや企画調整費の見積書は、指定管理者によって別々に作られていた。それなら、なぜ市場で買える物まで競争にかけなかったのか。ここが問題である。

・　もう一つ、物品の調達先である。厨房機器には、指定管理者の代表と親族関係にある会社からの調達が含まれている。この点は令和８年３月１３日の議会で、厨房機器の多くが指定管理者代表の父親の会社から調達されたことや価格の比較が行われたかを西田議員も質問している。競争のない特命随意契約、指定管理者が出した見積もりが、そのまま市の予定価格になっている。そして、その中に代表の親族関係先からの調達が含まれている。このような取引について、市民が価格や発注先に疑いを持つことは自然なことである。この点についても、市は「こちらは内部の監査において確認が行われておりますので、適正と考えております。」と回答している。

・　契約のおよそ２ヶ月前、令和５年１０月の時点で、天守閣５階の改装に予算が使えるという話が、指定管理者側へオフレコとして伝えられていた記録がある。市から別途話があるという記載まである。契約の相手方が、契約の前に市の予算を知っていた。通常の契約ではあり得ないことだと思うが、こういったことも確認していただきたい事実である。

・　先に示した４つの資料から分かったもう一つの事実を申し上げる。３２７万円が自主事業で配分されたことである。

　これについて大浦観光課長は、「指定管理者の自主事業のために実施したものではない」と議会で答弁している。自主事業のためではないと市は明言した。

　ところが、市が監査委員へ提出した資料によれば、その委託料のうち３２７万円が自主事業の支出として配分されている。答弁と資料が正反対である。しかもこれは答弁だけの問題ではない。

　１号証の仕様書には「ディナーの提供については、小倉城の指定管理者が自主事業として実施する。」と書かれている。そして、仕様書には「このディナーの提供を行う環境を整備し、」と書かれている。つまり、市の文書そのものが、自主事業のための環境を整える事業と認めている。

・　一方で、観光課長は、議会で自主事業のためではないと答弁している。北九州市は、自主事業について、公金を使わず、指定管理者が自らの責任と費用で行う事業だと説明している。基本協定書第５１条第１項にも、自主事業は、指定管理者が自己の責任と費用により実施すると定めている。普通の会社員が勤務先の経費を自分の副業に使うことはできない。使うのであれば、会社の承認と費用の精算が必要である。

　ところが、実際は、市が１，６８３万円を支払って設備を整え、カフェの厨房設備などを市の備品として受け入れ、指定管理者の自主事業に使用している。また自主事業のため、その詳細は確認できない。定めた文書が一つも確認できない。

・　使用許可、使用する範囲、使用料、電気代水道代の負担など、利益の還元について協定書が必要になる。市は、他の施設ではこういうことができている。北九州市が使用範囲、面積、期間及び光熱水費から負担額を算定する制度と実例がある。本件だけ算定できない理由はない。この状態が契約から約２年半、今も続いてるということが、今回の怠る事実として考えている。

・　着物や陣羽織３０着、約１５０万円、１着５万円、市の備品台帳への登録が確認できなかった。仕様書や見積書からは、レンタルなのか市が買ったのか、登録の有無が私の方では確認できなかった。

・　本日示した論点は、すべて行政文書に基づく事実であり、市の観光課に確認していただきたいことである。

　監査委員へ提出した資料で、委託料のうち約３２７万円、自主事業の支出をしたのが間違いないのか。同じ委託料を委員には全額委託業務として示したのは間違いないのか。どちらが正しいのか。

・　監査公表第２０号は、指定管理者の決算を市と指定管理者の双方で確認することを求める。

　この収支決算の数字は、指定管理者が作成し、市が確認したもので、配分の元３２０万円は、指定管理者の帳簿から出た数字のはずである。北九州市の現行ガイドラインは市が自主事業の経費を一定割合負担する場合、負担割合に応じた利益還元等を行い、事前に協定等で詳細を定めるとしている。本件の３２７万円について、費用負担割合を定めた事前協定、その算定根拠、利益還元のルール及び実際の還元額を確認していただきたい。またその帳簿、自主事業の収支は市民には開示されず、監査委員の権限でしか確認できない。

・　指定管理者の総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、委託料を出金した口座の明細、会費負担の事前協定や利益還元の計算書や入金記録、天守閣５階の現物（厨房設備や着物）、それらの使用状況、光熱費はどうなってるのか。本件で、監査委員に直接確認していただきたい。

公金の流れ、３２０万円の配分根拠。市有財産の現在の使用状況、利益還元の有無について、文書、帳簿及び口座で、必ず確認していただきたい。

・　令和８年２月２５日の行政文書で判明したのは、本件契約と支出の存在である。令和５年の問題なので時効という話もあるかもしれないが、私たち住民が行政文書を見ても、まずこの資料１では全くわからない。資料２も議員が入手した資料、そしてその根拠となった資料も行政文書を開示して、今年の６月２６日にようやくわかった新しい事実である。前回の小倉城のＭＤ業務の住民監査請求の資料についても、やはり普通では手に入らない。福岡県議会の話題と一緒で、間違っていると思って調べないとわからない問題であった。

・　資料３と４は、比較しないとわからない。今わかったことなので、この辺りを確認していただきたい。

第５　監査の結果

監査は、関係規程や書類等を調査するとともに、関係職員として都市ブランド創造局の職員からの聴取により、次の事項を確認した。

１　北九州市関係規程等の調査

（１）北九州市会計規則

第８４条第１項では、「物品管理者は、その所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない。」とされ、第２項では、「備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならない。」とされている。

（２）物品管理要領（最近改正　令和７年６月４日会計室長通知）

「第１　物品管理者及び出納職員の留意すべき事項」として、「１　物品管理者」は「（１）北九州市会計規則（略）に従い善良な管理者の注意義務を払うこと。」、「（２）台帳等関係帳簿を正確に整備しておくこと。」、「（３）所管に属する物品は、その用途にしたがい効率的に使用するとともに、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこと。」とされている。

「第３　備品の管理について」では、「１　備品管理台帳、重要物品

」、「（１）備品管理台帳の作成」では、「ア　備品管理台帳は、総合財務会計システムに登録することにより作成する電磁的記録をもって代えることができる。」とされている。

また、「３　備品整理票」では、「（１）備品整理票は、システムに登録することによって作成する。」、「（２）備品整理票は、各備品・重要物品に貼付すること。ただし、貼付が困難なものについては、その他の方法により適正に管理すること。」とされている。

さらに、「５　備品の定期検査及び結果報告」では、「備品台帳と現物の照合・検査を毎年度末におこない、その結果を会計室の指示に従って報告すること。」とされている。

（３）物品の分類範囲（最近改正　令和５年４月１日会計室長通知）

「１　物品の分類範囲は、次のとおりとする。」として、「（１）備品」は「性質及び形態を変ずることが少なく、おおむね１年以上使用することができるもので取得価格５０，０００円以上（図書は取得価格３０，０００円以上）のもの。」とされている。

２　本件業務委託で取得した物品の備品登録台帳等の調査

（１）当該物品の備品登録台帳について

備品登録台帳に記載された主な事項は、以下のとおりである。

分　類	品名・規格	取得日	取得価格（円）	備　考
厨房機器類	ＩＨクッキングヒーター	20240226	80,000	
厨房機器類	台下冷蔵庫	20240226	151,053	
厨房機器類	台下冷蔵庫	20240226	146,073	
厨房機器類	製氷機	20240226	173,678	×３
厨房機器類	冷蔵庫	20240226	98,780	
机類	作業台（キャスター・引き出し付き）	20240226	57,933	×２
机類	作業台（引き出し付き）	20240226	57,737	
電気、通信、映像、音響写真機器類	スピーカー	20240226	90,200	×２
机類	テーブル（主として非金属性）	20260331	83,600	×１８
衣料、繊維品類	陣羽織フリー	20260331	55,000	×３０
衣料、繊維品類	着物フリー	20260331	55,000	×２３
衣料、繊維品類	羽織フリー	20260331	55,000	×６

※備考欄の「×数値」は、品名・取得日・取得価格が同じものが複数登録されていることを示す。

（２）登録された備品の所在確認について

当該備品の所在確認状況について都市ブランド創造局観光課へ報告を求めたところ、令和８年８月７日付けで観光課長名により以下の主旨の報告があった。

・　令和６年２月２６日に取得物品の所在を確認した。
・　令和８年２月２６日に令和７年度の備品の定期検査を実施した際、一部の登録漏れが発覚した。
・　その後、令和８年３月３１日に全ての備品が所在していることを確認し、未登録備品について備品管理台帳に登録を行った。
・　令和８年８月３日に再度、所在確認を行い、備品管理台帳に登録されている全ての当該備品について所在を確認した。

（３）監査委員による備品の所在確認について

・　令和８年８月１４日に監査委員行政委員会事務局職員が上記備品の所在を確認した結果、厨房機器類の総数は備品登録台帳と合致していたものの、「製氷機」１台が見つからず、備品管理台帳に登録されていない

「台下冷蔵庫」が１台存在していた。

（４）備品登録上の齟齬に関する観光課の説明

令和８年８月１７日付けで観光課長名により以下の主旨の報告があった。

・　現在、設置してある「台下冷蔵庫」に、「製氷機」の備品登録番号「５０５３５９２」の備品シールが貼付されていたため、備品登録誤りを認識した。

３　関係職員の陳述

令和８年７月２９日、関係職員として都市ブランド創造局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第２４２条第８項の規定により、請求人の立ち合いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

・　本件業務委託は、臨時交付金を活用したウェルカム北九州キャンペーン事業の一環として、小倉城において、飲食等を提供できる環境を整備することにより、夜間も楽しめる観光拠点としての魅力を高め、更なる誘客、来訪者の滞在時間の延長及び観光消費額の拡大を図るために実施したものである。このため、本件設備等の取得整備に臨時交付金を充当したことは、同事業の目的に沿うものである。

・　本件業務委託により取得整備した設備等は、業務完了後に市が引き渡しを受け、小倉城内に設置した市所有の設備物品等であり、指定管理者に帰属するものではない。業務委託終了後も指定管理者が小倉城の設置目的に沿って、管理・使用している。

・　小倉城は歴史的な展示や体験施設を備えた観光施設として、市民や観光客に憩いの場を提供し、広く集客してにぎわいを創出することを目的としている。天守閣５階においても、入場者が眺望を楽しみながら飲食できる環境を提供することは、来城者の滞在時間の延長や満足度の向上に繋がる。

また、天守閣での飲食という体験がＳＮＳ等を通じて発信されることにより、小倉城の認知度の向上や、新たな来城動機の創出を期待できる。そのため、本件設備等を活用した飲食サービスは、小倉城の魅力向上、観光客の更なる誘致及びにぎわいの創出に資するものであり、小倉城の設置目的に沿うものである。

・　基本協定第５１条第３項では、本施設の設置目的に合致しない目的で、管理物件を利用する場合に、目的外使用許可を受けることとしている

。本件飲食サービスは小倉城の設置目的に沿うことから、目的外使用許可及びこれに伴う使用料徴収の対象とはしていない。

また、自主事業に係る食材費、人件費等の運営経費は、指定管理者の負担となる。

・　本件設備等については、指定期間終了時には、指定管理者による管理・使用を終了し、市又は次期指定管理者に対して、設備等の現状、管理記録、及び関係資料を引き渡すこととなる。

・　以上のことから、市が本件設備等の使用条件、必要な徴収の要否及び財産管理について、必要な確認又は措置を怠っているとはいえないと考えている。

・　市の契約相手方は、「ＴＥＡＭ城下町小倉共同事業体」であり、株式会社Ｄは、市の契約相手方ではない。同社は本件共同事業体が業務を履行する過程で、厨房設備等の調達先として選定した事業所である。株式会社Ｄと指定管理者側の代表者との人的関係が指摘されているが、その関係のみをもって市の契約又は委託料の支出が、違法又は不当となるものではないと考えている。

・　また、受注者が行う取引手続きは原則として、受注者の裁量において行うものである。資材の仕入れ等、受注者と調達先との間の取引は民間事業者間の取引であり、発注者である市が個々の取引先の選定に直接関与できるものではない。

市が受注者である「ＴＥＡＭ城下町小倉共同事業体」に対して確認する事項は、当該業務全体の履行状況及び契約金額の妥当性である。

一方、受注者が業務を履行するために行う個々の物品調達は、原則として受注者の裁量において行う。

・　契約金額の確認に当たっても、受注者から提出された参考見積書を基礎資料とし、仕様書に定める業務内容との整合、各費目の必要性、数量等を確認した上で、予定価格を定め、提出された見積額がその範囲内であることを確認して契約している。

また、業務完了時には、完了届、報告書、図面及び写真等により履行内容を確認している。

・　本件業務は内装工事、家具・備品の購入、付加価値体験の整備、及び予約サイトの構築等を相互に調整し、一体として実施するとともに、整備後のディナー提供へ円滑に移行させる必要があった。

また、小倉城を休館することなく、利用者の安全確保や施設運営の影響に配慮し、施設運営を継続しながら業務全体を調整・実施する必要も

あった。

これらを一体として担う契約相手方としては、施設の管理運営状況を熟知し、整備後の自主事業を実施する指定管理者でなければ、本件事業の目的を達成することが困難であった。

このため、北九州市業務委託に係る随意契約ガイドライン第２号関係に定める「指定された施設や展示品等を管理している者と契約する場合」、に該当するものとして、指定管理者と特命随意契約を締結したものである。

・　指定管理者は本件業務全体を調整・管理しており、株式会社Ｄによる厨房設備等の調達は、その履行の一環として行われたものである。個々の調達先が業務の一部に関与することは、本件業務全体の調整・管理を指定管理者に一体として委託した理由と矛盾するものではない。

・　市は、本件業務の内容、契約金額及び履行状況を確認しており、株式会社Ｄと指定管理者側の代表者との人的関係や、同社が厨房設備等の調達に関与したことのみをもって、本件契約又は委託料の支出が、違法又は不当となるものとは考えていない。

・　本件業務の完了時には、完了届、報告書、図面、写真及び現地確認等により、設備の整備及び家具・衣装等の納品を含め、仕様書に定める業務が履行されていることを確認した上で、委託料を支出している。

備品登録は、業務の履行及び納品の確認とは別の手続きとなる。

・　本市では１年以上使用する物品で取得価格が５万円以上のものを備品として取り扱っており、それ以外の物品や施設と一体となった造作物等は備品登録の対象としていない。

委託完了時には、厨房設備及びスピーカー等について必要な受け入れ及び備品登録の手続きを行っていた。

一方、テーブル及び衣装等については備品登録が漏れていたため、改めて現物と関係資料を確認し、令和８年３月に備品登録を行った。

なお、椅子については取得額が５万円未満であるため、備品登録の対象外となる。テーブル及び衣装等については、現在の所在及び保管状況を確認しており、所在不明の物品はない。

・　本件取得物品は市が所有する設備・物品等として管理しており、現在の所在及び保管状況も確認している。

また、小倉城の設置目的に沿って使用されていることから、使用料等の徴収、返還請求その他の損害回復措置を講ずべき事由はないと考えている。

第６　監査委員の判断

上記の確認した事実及び監査対象部署の説明等に基づき、次のとおり判断する。

１　基本的な考え方

（１）本件業務委託で取得した物品の適正管理について

ア　備品管理台帳の作成等について

取得価格５０，０００円以上の物品を対象として、備品管理台帳が総合財務会計システムへの登録により作成されている。

しかし、「製氷機」１台の所在が確認できず、台帳に登録されていない「台下冷蔵庫」が１台存在していた。

イ　備品の定期検査について

都市ブランド創造局観光課は備品台帳と現物の照合を毎年度末に行ったと主張しているが、誤った備品登録の内容に気づいておらず、実効性のある検査がなされていなかった。

ウ　判断

以上のことから、物品管理要領に基づく適切な備品管理が行われていたとはいえないと判断する。

（２）市に対する損害の発生について

ア　本件業務委託で取得した物品の所在確認

現地調査の結果、「製氷機」１台の所在が確認できず、備品管理台帳に登録されていない「台下冷蔵庫」が１台存在していた。

この事実について、観光課は、現在設置している「台下冷蔵庫」に、「製氷機」の備品登録番号「５０５３５９２」の備品シールが貼付されていたため、備品登録誤りを認識したとの説明があった。

イ　判断

当該備品の所在を確認した結果、厨房機器類の総数は備品登録台帳と合致していた。備品登録上の内訳の一部に齟齬が認められたものの、物品の損失等はなく、市に損害が発生しているとまではいえないと判断する。

２　結論

以上により、本件業務委託で取得し、備品登録された物品について、備品登録に不十分な点があったものの、物品の損失等はなく、市に損害が発生しているとまでは認められなかった。そのため請求人の主張には理由がないものと判断し、本件措置請求については、これを棄却する。

第７　監査委員の意見

本件業務委託で取得した衣装等一部の備品について、備品管理台帳に登録していないものがあり、令和７年度末の備品検査で是正されている。また、今回の監査において、厨房機器類について備品登録の齟齬が確認された。以上のことから、市の備品管理及び検査は適切に行われていたとはいえない。

指定管理施設における物品管理については、市と指定管理者それぞれの物品の所有権を明確に定めておくことが重要であることから、今回の備品登録上の齟齬を早急に是正するとともに、今後疑義が生じないよう、備品管理における適正な事務処理を徹底されたい。